

北宇和病院 皮膚科休診のお知らせ

北宇和病院では、毎週月曜日と金曜日に秋山先生により泌尿器科と皮膚科の診療を行っていますが、10月から皮膚科を休診にしますので、お知らせします。

北宇和病院は、指定管理者(社会福祉法人旭川荘)による病院運営を行ってから、7年目を迎えています。やはり最大の課題は医師招聘です。みなさんもぜひ情報をお寄せください。

問い合わせ

役場 保健福祉課
町立病院係
内線3117
北宇和病院
☎453400

役場水道課事務所 移転のお知らせ

庁舎改修工事に伴い、10月29日(月)から、役場水道課事務所が本庁舎2階に移転します。

問い合わせ

役場 水道課
内線2400

行政相談週間と行政相談所の開設について(お知らせ)

総務省では、行政相談制度

を広く知っていただき、その利用を促進するため、10月15日(月)から21日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行うこととしていきます。

本町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設します。この機会にお気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時

10月19日(金) 10時～15時

場所

広見地区

総合福祉センターひまわり

日吉地区

日吉保健センター

行政相談委員

広見地区 岩永 初恵

日吉地区 井谷 和隆

問い合わせ

役場 総務課

行政係

内線2205

後納制度(国民年金保険料の納付可能期間の延長)の納付開始および受給資格期間の短縮のお知らせ

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を経過すると時効により保険料を納めることができず、納められなかったが、本年10月から3年間に

限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることが出来る「後納制度」が始まります。過去10年以内の保険料を納めていたことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることが出来ます。(既に老齢基礎年金を受給している方や、受給資格をお持ちの方はこの制度を利用できません)

また、「年金機能強化法」

が成立し、平成27年10月から受給資格期間がこれまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮されることが予定されています。これまで受給資格を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度の利用により受給できるようになる場合があります。詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ

宇和島年金事務所

☎0895225440

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570011050

※050または070から

始まる電話の場合は、

☎0367312015

におかけください。

薬と健康の週間

10月17日(休)から23日(火)は「薬と健康の週間」です。

お薬を使用する際は次のようなことに注意し、より安全に効果的に使用してください。

使用する前に薬の添付文書(能書)をよく読みましょう

添付文書には用法・用量・効能・効果のほか、使用上の注意、副作用などについて書いてあります。必ずよく読んでから使用し、読んだ後も大切に保管しておきましょう。

用法・用量を守りましょう

薬の作用は、使用量と深い関係がありますので、自分の判断で使用量や回数を増減してはいけません。決められた量以上に用いると体に好ましくない反応(副作用)が出る場合があります。また、決められた薬の服用時間を守りましょう。

【薬の服用時間】

▼食前 食事の約30分前

▼食後 食事の約30分後

▼食間 食事と食事の間(食事の約2時間後)

薬は正しく保管しましょう

子どもの誤飲事故を防ぐために、子どもの手の届かないところに保管しましょう。また、薬は湿気、光、熱などに弱いので、直射日光のあたらない涼しい場所で保管しましょう。容器の詰替えは、内容や使い方が分からなくなり誤用や事故のもとになるのでやめましょう。

問い合わせ

役場 保健福祉課
保健係

内線3115

愛媛県保健福祉部

健康衛生局業務衛生課薬事係

☎0899122391

(社)愛媛県薬剤師会

☎0899414165

家電製品リサイクルと

処分方法について

ご家庭でご使用の家電製品の処理方法についてお知らせします。

「家電リサイクル法(使用済み家電製品を小売業者が引き取り、製造業者が再商品化を進めるための法律)」が施行され、対象機器を処分する際にはリサイクル料金が必要(回収を依頼した場合は収集運搬料金が別途必要)となりました。私たちが支払ったりサイクル料金は再商品化するための費用となります。

対象機器は「テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機」です。これらの機器は粗大ごみとしての回収は出来ませんので、処分する際には、小売店または家電回収協力店で引き取りを依頼するか、指定引取場所へ持っていく、処分を依頼してください。また、「環境だより」にてお